

別表10（認定品目：植生基材）

認定基準	
項目	基準
対象資材	再生資源を原料とした植生基材を対象とする。
品質性能	<p>・以下の基準に適合していること。</p> <p>植栽する植物の生育に適した土壌で、植物の生育に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないもので、植物の生育状況が良好なことが試験施工、又は工事実績等で確認されていること。</p> <p>含有する土壌改良材については、以下の規格に適合するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原則として、肥料取締法第7条に基づく普通肥料の登録を受けた肥料又は同法第22条に基づく特殊肥料として届出がなされた肥料。 2) それぞれの本来の粒状・粉状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないもの。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないもの。 3) 無機質土壌改良材については、不純物を含まないもの。 4) 有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、別表10-1の品質基準に適合しているもので、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないもの。 5) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス又はピートを主としたもので、有害物が混入していないもの。 6) 有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料「下水汚泥コンポスト」）については、肥料取締法第3条の規定に基づく普通肥料の公定規格の十二汚泥肥料等の表に掲げる肥料の種類のうち、下水汚泥肥料に係る基準及び別表10-1の品質基準に適合しているもので、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないもの。 7) バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥コンポスト以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないもの。
品質管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 2. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
再生資源の含有率	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土壌改良材については、下水汚泥、刈草、剪定木、未利用木材（伐採材含む）、樹皮、家畜ふん、家禽ふんその他有機質再生資源を、原料として100%使用していること。 2. 植生基材については再生資源を、製品の重量比で50%以上使用していること。 ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
環境安全性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 2. 肥料取締法に基づく「普通肥料」の登録をしているもの以外においては、刈草、剪定木、未利用木材（伐採材含む）、樹皮、以外の再生資源を用いる場合は、製品または原料（再生資源）が溶出量基準 群の基準に適合していること。 3. 下水汚泥コンポストについては、溶出量基準 群の基準及び別表10-2の基準に適合していること。 ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、懸念される物質の基準に適合していること。
環境負荷	<ol style="list-style-type: none"> 1. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したとき、環境負荷低減効果があること。 2. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したとき、製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表10-3に定める項目について、環境負荷が増大しないこと。

別表 10 - 1 土壌改良材の品質基準

項 目	バーク堆肥		下水汚泥コンポスト
有機物の含有量 (乾物)	70%以上		35%以上
全窒素 [N]	1.2%以上 (乾物)	0.5%以上 (現物)	0.8%以上 (現物)
全リン酸 [P2O5]	0.5%以上 (乾物)	0.2%以上 (現物)	1.0%以上 (現物)
全カリ含有 [K2O]	0.3%以上 (乾物)	0.1%以上 (現物)	-
炭素率 [C/N比]	35以下		20以下
P H	5.5 ~ 7.5		8.5以下
陽イオン交換容量 (乾物) [CEC]	70me/100g以上		-
水分	60 ± 5%		50%以下
アルカリ分 (現物)	-		15%以下
幼植物試験	生育阻害その他異常を認めない		-

別表 10 - 2 下水汚泥コンポストに係る環境安全性基準

項 目	含 有 量 (%)
ひ素	0.005%以下
カドミウム	0.0005%以下
水銀	0.002%以下
ニッケル	0.03%以下
クロム	0.05%以下
鉛	0.01%以下

別表 10 - 3 環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 2. 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 3. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 4. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 5. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 6. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-----------------	--